

コロナ登園停止期間早見表

※ 「発症した後5日を経過」し、かつ、「症状軽快から24時間経過するまで」となります。

「発症した後5日」を経過するまで登園停止になります。(発症した日から数えると6日間登園停止になります。)

それに加えて、症状軽減日によって登園停止日が延期されていきます。

※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目	発症 9日目
例1	発症した後1日目に症状軽快した場合	発症 登園停止	症状軽快				24時間	登園可能	症状軽快しても発症後5日たたないと登園できません。		
例2	症状軽快が5日目の場合	発症 登園停止	発熱、症状不良				症状軽快	24時間	登園可能		
例3	症状軽快が6日目の場合	発症 登園停止	発熱、症状不良				症状軽快	24時間	登園可能		
例4	無症状で5日経過した場合(検体採取日)	検体採取日 登園停止	無症状で5日経過					登園可能			